

みんなで子どもを虐待から守ろう



11月は児童虐待防止推進月間

「オレンジリボン」には児童虐待防止のメッセージが込められています

しつげと思ってやった行為でも、たたく、怒鳴るなど、子どもが苦痛と感じたらそれは虐待です。近年増えているのが、配偶者間の暴言や暴力などを子どもの前で行う面前DVで、心理的虐待になります。

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告する法律上の義務があります。虐待でなかったとしても、責任を問われることはありません。

あなたの気付きが、子どもや保護者を支援するきっかけになるかもしれません。

虐待から守るためのポイント

- ① 「おかしい」と思ったら、迷わず通告する。
- ② 「しつげのつもり」は、言い訳です。子どもの立場で判断する。
- ③ 一人で抱え込まない。あなたのできることから行動する。
- ④ 親の立場よりも子どもの立場。最優先は、子どもの命です。
- ⑤ 虐待は、あなたの周りでも起こりうることです。

連絡先	電話番号・2次元コード	相談時間
みどり市子育て応援ダイヤル (家庭児童相談室)	☎ (76)2114	午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
児童相談所虐待対応ダイヤル	☎ 189 (いちはやく) ※局番なし	24時間対応
東部児童相談所	☎ 0276(57)6111	午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
こどもホットライン 24	☎ 0120(783)884 ☎ 027(263)1100 (携帯電話から)	24時間対応
LINE 相談窓口 ぐんまこども・子育て相談	右の2次元コードから 友だち登録してください 	午前9時～午後5時 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

女性に対する暴力をなくそう



11月12～25日は女性に対する暴力をなくす運動期間です

「パープルリボン」は女性に対する暴力根絶のシンボルです

DVは犯罪です。DVとは、配偶者やパートナーなど親しい関係で起こる身体的・精神的・性的・経済的などの暴力のことで、どんなに身近な間柄でも暴力は決して許されるものではありません。

DV被害者は、誰にも相談できなくて、一人で悩んでいる人がほとんどです。家族に危害が及ぶことを恐れ、助けをを求めることをためらう人もいます。恐れずに最寄りの相談機関に相談してください。

連絡先	電話番号	相談時間
群馬県女性相談センター (配偶者暴力支援センター)	☎ 027(261)4466 (相談専用電話)	月～金曜日：午前9時～午後7時30分 土曜日：午前10時～午後5時 日曜日：午後1時30分～5時 (祝日、年末年始を除く)
群馬県警察本部警察安全相談室	☎ 027(224)8080	24時間対応
桐生警察署生活安全課	☎ (43)0110 (代表)	24時間対応
みどり市役所家庭児童相談室	☎ (76)2114	午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
男性DV被害者相談電話	☎ 027(263)0459 (相談専用電話)	第2・4水曜日の正午～午後1時30分